

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会  
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第13報）

質問

新任教育を終えた警備員についても、新任教育をした日の属する年度も、現任教育を行う必要はあるのか？

答

新任教育をした日の属する年度は、現任教育を行う必要はない。

警備業法施行規則第38条第5項内の「備考」参照

<p>備考</p> <p>一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。</p> <p>二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。</p>	<p>二</p> <p>合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの</p>	<p>一</p> <p>二の項に掲げる警備員以外の警備員</p>	<p>警備員の区分</p>	<p>教育の種類</p> <p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>教育時間数</p> <p>十時間</p>
	<p>業務別教育</p>	<p>六時間</p>			

5 | 現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

※ 上記内容については、12月20日、警察本部に確認済み。